

自動車運転代行業約款

運転代行H T S 代行サポート運転代行業約款

平成21年10月制定

平成26年12月改定施行

(適用範囲) 第1条

当社の経営する自動車運転代行業に関する代行運転役務の提供に係る契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(係員の指示)

第2条

利用者は、当社の運転者（代行運転自動車（代行運転役務の対象となっている自動車をいう。以下同じ。）を運転する者をいう。以下同じ。）その他の係員が代行運転自動車の運行の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

(代行運転役務の提供)

第3条

当社は、次条の規定により代行運転役務を提供し又はその継続を拒絶する場合を除いて、代行運転役務を提供します。

(代行運転役務の提供及びその継続の拒絶)

第4条

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該代行運転役務の提供の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 代行運転自動車がないとき。
- (3) 当該代行運転役務の提供に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 利用者が代行運転自動車の使用について正当な権限を有していないとき。
- (5) 代行運転役務の提供に支障となる代行運転自動車の故障若しくは破損があるとき又は代行運転自動車が法令の規定に反する改造がなされたものであるとき。
- (6) 当該代行運転役務の提供が道路運送法、道路交通法その他の法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (7) 天災その他やむを得ない事由による代行運転役務の提供上の支障があるとき。
- (8) 利用者が当社の運転者その他の係員の行う代行運転自動車の運行の安全確保のための措置に従わないとき。
- (9) 利用者が当社の運転者その他の係員に対し代行運転役務の提供に支障を来す行為を行ったとき。
- (10) 泥酔等により利用者が行先を明瞭に告げられないとき。
- (11) 利用者が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (12) 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

(13) 代行運転自動車が以下のいずれかに該当するとき

- ①タイヤを除く車輛の最も低い部分と地面との距離が9 cm未満の場合
- ②自賠責保険に加入していない場合
- ③車検切れ等、走行することが違法となる場合
- ④普通運転免許で運転できない車両の場合
- ⑤代行運転自動車の運転席の座席が故障及びその他の利用により役務を提供する乗務員が安全な運転操作位置に操作できないとき。
- ⑥降雪地域で季節の変わり目・役務を提供する一部地域で降雪があった場合にスノータイヤを装着されてない車輛等で安全な走行を確保できないとき。
- ⑦その他当社が相当でないと認めた場合

(14) 利用者が以下のいずれかに該当するとき

- ①反社会的勢力に該当しているもの
- ②法人である場合において反社会的勢力がその法人を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与が認められる法人及びその関係者
- ③粗暴、威圧的な態度を取られる等、当社の業務に支障を及ぼすおそれのあるかた。
- ④当社の所定の運行運賃をお支払いいただけない方

(注1) 反社会勢力は暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(料金)

第5条

当社が収受する代行運転役務の提供の料金は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づき営業所に掲示するとともに、利用者に対してあらかじめ提示する料金表における算出方法により実施しているものによります。

(料金の収受)

第6条

当社は、代行運転役務の終了の際に料金の支払いを求めます。

2 当社は、料金を収受した場合であって利用者の求めがあったときは、収受した料金の額を記載した領収書を発行します。

(利用者及び第三者に対する責任)

第7条

当社は、当社の運転者の代行運転役務の提供によって、利用者若しくは第三者の生命又は身体を害したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、相当因果関係が存在する場合において損害を賠償する責に任じます。

2 前項の場合において、当社の責任は、当社の運転者の代行運転自動車への乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

3 当社は、車両の性能、構造上の問題により何らかのトラブルが発生した場合、一切の責任を負いません。

4 利用者は、当該代行運転役務の提供が通常の運転方法によりなされる限り、運転者の責めによらない走行の際に応じた損害について当社が責任を負わないことを了承します。

5 当社は役務提供時の運転の際に生じた、以下の代行運転自動車の損傷等には賠償責任を負いません。

- 1 運転中に発生した地震・台風・洪水・高潮・津波・噴火またはこれらによるもの
- 2 第三者による闘争行為、犯罪行為によって生じた損害
- 3 タイヤに応じた損害（チューブを含みます）
- 4 偶然な外来、事故及び通常の運転操作で直接起因しない代行運転自動車の電氣的または機械的損害によるもの
- 5 轍等、冬道走行の際に生じた損傷
- 6 道路上の障害物・偶発的な飛来物による損傷
- 7 その他運転者が避けることのできない原因により応じた損害

第8条

当社は、天災その他当社の責に帰することができない自由により、代行運転自動車の運行の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって利用客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(利用者の責任)

第9条

当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの運転代行約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その利用者に対し、その損害の賠償を求めます。

(合意管轄)

第10条

当社と利用者との間で紛争が生じた場合、その管轄裁判所は札幌地方裁判所とします。

重要事項説明

当社運転代行業務に係るお客様への損害賠償の内容は下記の通りです。

■認可番号 北海道公安委員会認定第160号 ■屋号 運転代行 HTS代行サポート

運転代行業務の実施中に当社の乗務員がお客様のお車で万が一事故等が発生した場合の損害賠償処置は以下の通りです。

- 契約終結先 全国運転代行共済協同組合
- 対人賠償 無制限
- 対物賠償 7000万円限度(1事故につき)
- お客様の自動車 1000万円限度

(※2015年7月現在)